

平成23年度（財）海洋博覧会記念公園管理財団 調査研究・技術開発助成事業
募集要領

1 はじめに

（財）海洋博覧会記念公園管理財団は、設立の目的事業である亜熱帯性動植物に関する調査研究、技術開発並びに知識の普及啓発や公園管理技術の向上にかかる研究等を、社会への還元を目標に公益事業として展開しています。

近年、地球温暖化、生態系の危機等、様々な環境問題への対応、沖縄の自然環境、歴史風土を活かした観光及び産業の振興、並びに公園利用の多様化等に対応した公園の管理運営等が課題としてあげられています。

当財団は、これら諸課題に対して調査研究並びに技術開発事業を、より一層推進していくことが必要と考えております。今回の助成事業は、こうした問題に対応する調査研究・技術開発を積極的、継続的に推進する団体、個人に対して研究助成を行うものです。皆様からの多数のご応募を期待しております。

2 対象となる事業の分野

亜熱帯性動物・植物及び公園機能の向上に関する調査研究または技術開発とし、本年度公募する調査研究・技術開発事業は、以下に示す重点テーマの内容に沿うものとします。

1. 亜熱帯性動物に関する調査研究及び技術開発
 - サンゴの保全に関する調査研究・技術開発
 - ウミガメの保全に関する調査研究・技術開発
 - 希少亜熱帯水生生物の保全に関する調査研究・技術開発
 - その他環境問題、産業振興の向上に関する調査研究・技術開発
2. 亜熱帯性植物に関する調査研究・技術開発
 - 屋上緑化、壁面緑化等の環境緑化に関する調査研究・技術開発
 - 都市緑化の推進・景観の向上に関する調査研究・技術開発
 - 熱帯果樹・花卉・草花・地被植物等の利用開発に関する調査研究・技術開発
 - 植栽土壌や植栽基盤の保全や造成に関する調査研究・技術開発
 - 沖縄県の在来植物の保全及び有用化に関する調査研究・技術開発
 - 沖縄県における工芸材料等としての亜熱帯性植物の活用に関する調査研究・技術開発
 - その他環境問題、産業振興、公園機能の向上に関する調査研究・技術開発
3. 公園の管理運営に関する調査研究及び技術開発
 - 地域との連携・協働による公園の利活用に関する調査研究・技術開発
 - 公園を活用した地域景観・歴史的風致の維持、環境保全に関する調査研究・技術開発
 - 観光産業や環境教育に資する公園の利活用に関する調査研究・技術開発
 - その他環境問題、産業振興、公園機能の向上に関する調査研究・技術開発

3 研究期間

決定通知日以降の開始とし、1年（平成24年12月まで）を原則としますが、継続も可能とし、最長は3年とします。2年以上の研究期間を希望する場合は、次年度新規募集時点において申請書及び中間報告書を提出するものとし、助成の継続の可否の審査を行います。

4 応募対象者 大学、公益法人、NPO、民間企業等の団体または個人

5 助成対象者数 若干名

6 助成金額

調査研究：1件あたり100万円以内

技術開発：1件あたり200万円以内

※ 上記の助成金額は、研究期間の長短に関わらず1件当たりの金額です。

7 応募方法

応募者は、調査研究・技術開発助成事業実施要領をよく読み、所定の申請書に必要事項を記入し事務局まで持参もしくは郵送で提出してください。

8 応募の開始 平成23年 9月 1日
応募の締め切り 平成23年 9月30日 (必着)

9 結果の通知 平成23年11月下旬 (予定)

10 助成金の支払い方法

調査研究・技術開発助成事業の助成金は助成決定時に助成額の2分の1の額を支給し、事業完了後に残額を支払います。

11 知的財産の所属

本助成を受ける調査研究・技術開発における知的財産権については、助成受給者と当財団との協議により定めるものとします。

12 研究成果の発表

研究成果は、財団が発行する事業報告書等へ掲載を行うこととし、財団が行う発表会等において研究成果の報告を依頼することがあります。

13 問い合わせ及び申請書提出先

財団法人海洋博覧会記念公園管理財団 総合研究センター 普及開発課

〒905-0206 沖縄県国頭郡本部町字石川888番地

TEL:0980-48-2266 FAX:0980-48-2200

■ 募集要領・実施要領のダウンロード <http://www.kaiyouhaku.jp/josei/>

助成対象経費区分表

費用区分	経費の内容
1. 人件費	非常勤スタッフ・アルバイトへの賃金 ※役員、常勤職員については対象外
2. 材料費または 資材費	事業を実施するために必要な材料、資材費
3. 機材・備品費	耐用年数1年以上のもので取得価格が20万円未満2万円以上のもの ※但し、機材・備品の購入費については、助成額全体の20%までとする。
4. 消耗品費	一回又は短期間の使用によって消耗され又はその効用を失うもの、及び備品的形状及び性質を有するもので一品の取得価格が2万円に満たないもの
5. 旅費	航空機、鉄道、バス、船舶等の運賃、宿泊費、ビザ・パスポート発給費、旅行保険代、高速道路料金、空港使用料等、移動に付随して発生する経費 ※航空賃については、順路直行ノーマルエコノミークラス運賃を上限とし、鉄道については普通指定席運賃を上限とする。船賃については2等客室の範囲内を対象とする。 ※宿泊費については、所属先規定額でなく、宿泊実費とする。 1) 国内 上限10,900円/泊、 海外 上限19,300円/泊 2) 食費、出張手当、日当は対象外。ただし、学生の日当は人件費が支給されていない場合に限り対象とする。 3) ホテルパックの朝食は助成対象。 ※学会等への参加旅費は対象外
6. 会議費	会議に係る会議室・機材借用料、看板制作費等 ※飲食に係る経費は対象外
7. 通信運搬費	電話代、ファックス、郵便料金等
8. 謝金	外部の講師・専門家等への謝礼（上限：11,000円/h）
9. その他	振込手数料、外国語文献翻訳料等 ※外国語文献翻訳料については、参考文献を翻訳する場合は助成対象。研究成果を論文として掲載する手数料及び翻訳料は対象外。

《全体に係る事項》

※直接調査に係る経費とします。

※原則として実費とし、領収書等の提出を必須とします。

※物品の購入については、研究計画に基づいた時期及び数量の購入を原則とします。